

入札説明書

1. 物件名

医療費通知の作成及び発送に係る委託業務

2. 物件の内容

保険者が被保険者に送付する通知を、鳥取県国民健康保険団体連合会(以下「本会」という。)が保険者より受託し、作成及び発送する業務を委託することを目的とする。

内容の詳細については、「医療費通知の作成及び発送に係る委託業務仕様書」(以下、「業務仕様書」という。)を参照のこと。

3. 入札方式

一般競争入札とする。

4. 参加資格

業務仕様書に記載の仕様、スケジュールのすべてを満たすことができること。

鳥取県入札参加資格における「データ処理」「印刷類」の参加資格を有すること。

会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、並びに民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

過去1年の間に、国、地方自治体等の公共機関から指名停止を受けていないこと。

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

5. 予定価格

予定価格は公表しない。

最低制限価格は設定しない。

6. 入札説明会

入札説明会は開催しない。

7. 入札方法

本会の指定する入札書(様式5-1)に、入札金額を記載すること。

なお、入札金額は以下(1)及び(2)の3年間の合計金額とする。

単価及び費用については、将来の物価変動なども見込んだ金額とすること。

(1) 各年度の医療費通知作成に係る1枚あたりの費用及び発送に係る1枚あたりの費用に年間の作成予定枚数を乗じて得た金額(税抜)

※1枚あたりの作成費用と発送費用が区別できない場合は、作成費用は発送費用を含めた費用とする。

※各年度の1枚あたりの作成費用は同額とすること。発送費用も同様とすること。

(2) (1)に算入することができない経費が発生する場合の当該費用(税抜)
入札金額の記載については、業務仕様書記載の内容に準拠すること。
最終的な契約金額は、入札金額内訳書に記載した作成代単価及び発送代単価に消費税及び地方消費税を加算した額とする。ただし、(2)がある場合は、単価のほかに(2)の金額に消費税及び地方消費税を加算した額も併せて記載する。

8. 参加申出

入札を希望する業者は、参加申出書(様式1)を令和8年3月6日(金)17時までには郵送又は持参にて窓口に提出すること。

なお、入札を辞退する場合も、令和8年3月6日(金)17時までには辞退申出書(様式2)を郵送又は持参にて窓口に提出すること。

参加申出書及び辞退申出書の双方ともに期限時刻までに到達しない場合は、辞退したものとみなす。

ただし、期限切迫等の理由の場合、窓口に事前に連絡のうえ、記入・押印した様式1および2をFAXにて送信することができるものとする。(FAXにて様式を送信した場合は、記入・押印した原本を、速やかに、持参又は郵送すること。)

参加申出書の到達順序をもって、入札日の入札順序とする。

9. 質疑・応答

(1) 質問

入札に質問がある場合は、質問票(様式3)を提出すること。

受付は窓口受付時間内に随時行うが、最終受付は令和8年3月5日(木)17時までとする。提出の方法は電子メールとする。

なお、窓口の電子メールアドレスが不明な場合は、以下の本会公式ホームページの問い合わせフォームより、メールアドレスの配信を依頼すること。

(参考)問い合わせフォーム

<https://www.kokuho-tottori.or.jp/2973.htm>

(2) 回答

回答は随時行うが、最終回答は令和8年3月6日(金)12時とする。

回答は電子メールにより行う。

回答は質問者に限らず、参加申出書を提出したすべての者を対象にメールにて周知する。

10. 入札及び開札日時

令和8年3月9日(月)10時30分から

11. 入札場所

鳥取市立川町 6 丁目 176
鳥取県東部庁舎 5 階 501 会議室

12. 入札条件

入札は紙入札によること。
再度入札は一回に限り行う。
入札保証金は免除とする。
入札には、日本語、日本国通貨及び日本標準時を使用すること。
入札書は、会社の住所、名称又は商号、及び代表者職氏名を記入押印のうえ、入札書と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
入札に関する手続きを委任しようとするときは、委任状(様式4)を提出しなければならない。
この入札説明書、仕様書等の関係書類をこの入札以外の利用目的に使用しないこと。

13. 入札書

入札書(様式5-1)に記載すること。
入札書に記載した金額の内訳を、入札金額内訳書(様式5-2)に記載すること。
入札書及び入札金額内訳書の訂正を行う場合は、該当箇所に二重線を引き、該当箇所に押印を行うこと。ただし、入札金額の訂正は一切認めない。
入札金額と入札金額内訳書の合計は一致すること。

14. 入札、開札、落札の手続き

開札は、入札の終了後、業者を立ち会いの上で行う。
入札執行者は、当該入札事務に関係のない本会職員を立ち合わせるものとする。
最低価格を入札した業者が複数存在する場合は、くじにより落札業者を決定する。
予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
再度入札を行ってなお落札業者が存在しなかった場合は、入札の中止を宣言し、最低価格を入札した業者を相手に契約交渉を行うものとする。

15. 入札の無効

以下の入札は無効とする。
入札参加資格のない者の入札
入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
他の入札者の代理人を兼ねた者、又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
委任状のない代理人の入札
入札に関して不正のあった者の入札
記名押印のない入札書による入札
入札書を鉛筆で記載した入札
入札書を2通以上提出した入札

入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

16. 契約の締結に関する事項

本入札は、令和 8 年度分の予算が承認されることを前提とした入札であり、当該予算が不承認となった際には、契約を締結しない。(契約は、予算承認後の 3 月下旬を予定)
落札後に重大な入札への違反があった場合、次点の者と協議のうえ、契約を締結する。

17. 窓口

〒680-0061

鳥取県鳥取市立川町 6 丁目 176(鳥取県東部庁舎5階)

鳥取県国民健康保険団体連合会

電話番号:0857-20-3682

FAX番号:0857-29-6115

担当:保健介護課 保健・共同事業担当 岩城